第 岐阜広域合併協議会 開催される

国際会議場で開催されました。 岐阜広域合併協議会が四月一日に設立され、同日、第一回の協議会が岐阜市の長良川

条件を協議し、決定していくための法定協議会です。 津町・笠松町・北方町)で構成され、合併すること自体の是非を含め、合併のための諸 **岐南町合併検討協議会」で確認された事項等を踏まえ、二市三町(岐阜市・羽島市・柳** この協議会は、前身である「岐阜市・羽島市・柳津町・武芸川町・笠松町・北方町・



合併検討協議会で 確認された事項

合併の方式

岐阜市の合併五原則

統を重んじる 政サービスの維持に努める 分庁舎機能を持ち、従来の行 な気持ちで話し合っていく 十分尊重する 将来ビジョンを共有する 合併相手の自治体の庁舎は 合併相手の自治体の意向を 合併相手のまちの文化、伝 合併相手の自治体とは対等

基本方針 新市の事務所の位置 新市の名称 合併の期日 貝担とサービス等の事務事業調整の 「現在の岐阜市の名称を残す」「平 「県庁付近に建設」「現在の岐阜市 平成十七年三月まで (地域連合型編入合併) がないよう一体性の確保に努める の意見 状況等を考慮して検討する」など する場合は、交通アクセスや財政 役所とし、将来的に新庁舎を建設 庁舎」「当分の間、 仮名によるぎふ市」などの意見 限りなく新設に近い編入合併 一体性の確保(市民生活に支障 現在の岐阜市 岐阜広域合併協議会財務規程

چ 班規程 岐阜広域合併協議会幹事会規程 いて 報告事項 第一回岐阜広域合併協議会 こと。) 岐阜広域合併協議会事務局規程 岐阜広域合併協議会専門調査検討 岐阜広域合併協議会専門部会規程 の制定について 岐阜広域合併協議会に係る諸規程 岐阜広域合併協議会の設置につ 点から、事務事業の見直しに努め 財政に努めること。) および住民福祉の向上に努めるこ うに努めること。) 立ち、行政格差を生じさせないよ ること。) 行政改革の推進(行政改革の観 健全な財政の運営(新市の健全 市民福祉の向上(住民サービス 負担の公平(負担公平の原則に の会議報告

4